

我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の
海外展開促進事業費補助金（コンテンツ産業の海外展開等支援）
（次世代デジタル技術等を活用したデジタルコンテンツ創出支援）及び
（コンテンツ製作の生産性向上に資するシステムの開発・実証支援）
における圧縮記帳等の考え方について

令和7年7月17日

経済産業省文化創造産業課

我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金（コンテンツ産業の海外展開等支援）（次世代デジタル技術等を活用したデジタルコンテンツ創出支援）及び（コンテンツ製作の生産性向上に資するシステムの開発・実証支援）は、特定非営利活動法人映像産業振興機構から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。